

2026年6月12日

AI活用の発明の今後

[三好内外国特許事務所](#)

[弁理士 高橋俊一](#)



去る3月4日付で、最高裁は、予めから話題になっていた「ダバス(DABUS)事件」について上告を受理しない決定を下した。これにより、「発明者は人間に限られる」とした東京地裁及び知財高裁の判決が確定し、発明者をAIとする特許出願は認められないことになった。これで一件落着、めでたし、めでたしと思いきや、そうも行かないようである。

今般の最高裁の決定は、東京地裁及び知財高裁の判断を支持し、「上告できる理由にあたる憲法違反などない」とだけ判断したものである。そして、東京地裁では「立法論として幅広く検討して決めることが相応しい」と判断し、また知財高裁では「現行法の解釈論によって対応することは困難」と判断しており、いずれの裁判所も、「現行法での解釈の限界を」示唆しており、立法的解決の必要性を強く示している。

一方、今後のAI技術の急速な発展を考えると、AIが発明創作のための自然人が活用する単なる道具に止まらず、自然人の関与度合いが低下していき、発明者と認めるほどの自然人の関与が認められないAIによる自律的発明創作(以下、「AI自律発明」と呼ぶ)が可能になる事態の招来が予想されることから、そのような事態における関係法令を検討・整備しておく必要がある。

このようなことから、知的財産推進計画2025ではAI活用の発明についての法整備の検討が明記され、昨年度の特許制度小委員会においては、既に検討が始められているところであり、今年度も引き続き検討がなされる。これまでに、特許制度小委員会では、①発明該当性、②発明者、③引用発明適格性、④新規性・進歩性、⑤記載要件、⑥その他・先使用权、という6つの論点についての検討が行われ、①～③の論点については、以下の方向性が示された。

- ①発明該当性: 自然人がAIを利活用して行った発明は特許法に規定する「発明」に該当する。
- ②発明者: 発明者が不在となる状況を防止すべく、発明に向かって特化型AIを作り上げたAI開発者の扱いなども含めた「発明者」の柔軟な解釈について検討し、現行法には無い「発明者」の定義を明文化を含め検討する。ただし、「AI自律発明」が行われたとしても、AIそれ自体を発明者としては認めない。
- ③引用発明適格性: AI利活用による情報の大量生成・大量公開への懸念を念頭に、引用発明と認定するために満たすべき要件や基準の考え方を整理する。

「ダバス事件」については、AI先進国と言われる米国、ドイツ、英国をはじめとする複数の国でも

訴訟が発生し、これを契機にAI活用の発明の取り扱いについての検討が進められている。日本において、上記のようなAI活用の発明の取り扱いについての検討が早急に進んでいることは非常に望ましいことであるが、AI活用の発明の扱いについては、わが国独自のものであってはならず、AI技術の開発・活用の奨励や国際競争の観点からは他国の取り扱いと実質的に変わらないものでなければならない。そういった意味では、AI後進国と言われる日本の考えがどこまで通用するのかが気になる。今後の検討の推移を注視して行きたい。

以上